

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年12月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第55号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第5号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改め、同条第2項第2号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第14条中「10分の7」を「3分の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年1月5日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、同年2月16日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市契約事務規則第14条の規定は、平成21年2月16日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(理財局財務部調度課)